



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、令和3年度住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税均等割非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が届きます。中身を確認して返送してください。(要返送)

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。川口市への申請は、令和4年9月30日(金)までとなります。

支給手続きや支給要件の詳細は、
裏面をご確認ください。

川口市 臨時特別給付金コールセンター

0570-057-228

受付時間 8:30~17:15

※受付期間:令和4年9月30日まで

※土・日曜日、祝日も実施します。 ※通話料金がかかります。